

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について 【コールセンターの開設と手続きのご案内】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面にした方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、**1世帯あたり10万円**の現金を支給します。

■ コールセンターを開設します

制度全般等に関する問合せに対応するため、下記のとおりコールセンターを開設します。

福岡市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

TEL 番号 : **0120-018-092**

開設日 : **令和4年2月1日** (受付時間: 平日 9時~18時)

■ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の手続き等について

1 支給対象となる世帯

基準日(令和3年12月10日)に住民基本台帳に記録されている者であって、下記のいずれかにあてはまる世帯

- ① 住民税非課税世帯 (世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯)
- ② 家計急変世帯 (令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯)

2 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です

① 住民税非課税世帯

- ・給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りしますので、内容を確認して、返信してください
- ・提出期限は、確認書発行日より3か月以内です。

② 家計急変世帯

- ・申請書に必要事項を記入の上、必要書類を同封し、郵送でご提出ください。
※様式等は、2月上旬、市のホームページに掲載します。
- ・申請期限は、令和4年9月30日まで(必着)です。

3 スケジュール(予定)

令和4年2月14日 **確認書送付・申請書受付開始**

2月28日 **支給開始**

福岡100
人生100年時代への
チャレンジ

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。



現在進行中の『福岡100』
アクションはこちら